

該当ページ	現行計画（抜粋）	見直し案
P6	<p>① 3 草原・樹叢の保全再生 3-1 目標植生の設定と保全再生法 (1) ススキ群落 (略) 【保全再生方法】 (全般) ・刈り取り、伐採により樹木類を除去する。ただし、刈り取り方法（刈り取り高さ、回数、時期）、除伐物の処理（除去または残置）などを検討する。</p> <p>・火入れにより樹木を焼失する。ただし、回数（毎年、隔年、数年おき）を検討する。</p> <p>・トダシバ群落の再生は、乾燥性の立地で頻度の高い刈り取りが必要である。 ・火入れ、刈り取りなどにより、ススキの生育や繁殖もある程度のダメージを受け、樹木類の生育も衰えて、群落下層が明るくなり、他の植物の生育が促進され、多様な植物が生育するススキ群落となる。ただススキ群落といっても多様な群落があるので、一律な維持、管理でなく多様な管理が求められる。</p> <p>(ススキ-キク科群落) (略) この群落は長期間放置すればススキ群落から低木群落（レンゲツツジ、リウツギなど）に移行する。この群落を維持するにはやや高い頻度で草刈りをすれば、放置した場合に生育してくるススキや低木類の生育を抑えられる。また火入れの効果を期待することも考えられる。ヒメジョオン類など外来植物については後述するように適正な駆除を行う。</p>	<p>3 草原・樹叢の保全再生 3-1 目標植生の設定と保全再生法 (1) ススキ群落 (略) 【保全再生方法】 (全般) ・刈り取り、伐採により樹木類を除去する。ただし、刈り取り方法（刈り取り高さ、回数、時期）については引き続き検討する。除伐物の処理は資源の有効利用を基本とし、やむを得ない場合は焼却または残置などを検討する。</p> <p>・火入れによる樹木の焼失は現在行っていないが、再開する場合は、規模、回数（毎年、隔年、数年おき）、延焼の可能性等を十分検討する。</p> <p>・トダシバ群落の再生は、乾燥性の立地で頻度の高い刈り取りが必要である。 ・刈り取りなどにより、ススキの生育や繁殖もある程度のダメージを受け、樹木類の生育も衰えて、群落下層が明るくなり、他の植物の生育が促進され、多様な植物が生育するススキ群落となる。ただススキ群落といっても多様な群落があるので、一律な維持、管理でなく多様な管理が求められる。</p> <p>(ススキ-キク科群落) (略) この群落は長期間放置すればススキ群落から低木群落（レンゲツツジ、リウツギなど）に移行する。多様な草本植物の景観を維持するには、8月下旬に3年連続で刈り取りを行うことで、放置した場合に生育してくるススキや低木類の生育を抑えられる。ヒメジョオン類など外来植物については後述するように適正な駆除を行う。</p>
P7	<p>② (2) ニッコウザサ群落 (略) 【保全再生方法】 ・刈り取りによる保全再生を行う。ササを減少させることが目的なので、ササの生育期の夏期に刈り取りを行えば、地下茎で繁殖するササの地下部への栄養産物の転流、蓄積を妨げ、ササの生育を抑制するには効果がある。しかし一方で、刈り取りにより他の植物の生育にも影響すること、また種子が熟さぬうちに刈り取りを行うので、これらの植物の繁殖にも影響する。さらに夏期に開花する植物を刈ってしまうので、観光的にも問題がある。ただササが少なくなれば、1～数年すれば他の草原植物が繁茂しはじめる。これを毎年場所を変えて数年おきに繰り返す方法もある。高標高地なので、外来植物の繁殖は少ないと思われる。</p> <p>(略) ・火入れによる方法もあるが、ササ群落は火の回りが悪く、あまり効果が期待できないと思われる。</p>	<p>(2) ニッコウザサ群落 (略) 【保全再生方法】 ・刈り取りによる保全再生を行う。ササを減少させることが目的なので、ササの生育期の夏期（9月上旬）に刈り取りを行えば、地下茎で繁殖するササの地下部への栄養産物の転流、蓄積を妨げ、ササの生育を抑制するには効果がある。しかし一方で、刈り取りにより他の植物の生育にも影響すること、また種子が熟さぬうちに刈り取りを行うので、これらの植物の繁殖にも影響する。さらに夏期に開花する植物を刈ってしまうので、観光的にも問題がある。ただしササが少なくなれば、1～数年後には他の草原植物が繁茂しはじめるため、3年ごとに場所を変えて繰り返す方法もある。高標高地なので、外来植物の繁殖は少ないと思われる。</p> <p>(略)</p>
P9	<p>③ (4) 牧草群落 (略) ・このような視点に立った在来植生復元は、小和田牧野農業協同組合が試験的に行っている取組み（霧ヶ峰在来植生の種の採取、育苗、牧草地への植栽など）を基に、手法を確立していく。手法の確立には、試験的取組みの中でいくつかの方法の比較検討を繰り返しながら、一定の期間をかけてデータの蓄積、検証、ノウハウの蓄積を行っていくことが必要である。</p> <p>(略)</p>	<p>(4) 牧草群落 (略) ・このような視点に立った在来植生復元は、小和田牧野農業協同組合の取組み（霧ヶ峰在来植生の種の採取、育苗、牧草地への植栽など）を基に、手法を確立していく。手法の確立には、試験的取組みの中でいくつかの方法の比較検討を繰り返しながら、一定の期間をかけてデータの蓄積、検証、ノウハウの蓄積を行っていくことが必要である。</p> <p>(略)</p>
P9	<p>④ (5) 踏み付け群落、裸地 登山道、休憩地などの踏み付け荒廃地、裸地を整備して、可能な部分を植生回復させる。方法としては立ち入り禁止とし（場合によっては代替え地を提供）、自然の回復を待つ。</p>	<p>(5) 踏み付け群落、裸地 登山道、休憩地などの踏み付け荒廃地、裸地を整備して、可能な部分を植生回復させる。方法としては地権者、霧ヶ峰自然保護センター等関係者と協議の上立ち入り禁止等とし（場合によっては代替え地を提供）、自然の回復を待つ。</p>

該当ページ	現行計画（抜粋）	見直し案
P10	<p>⑥ 3-2 雑木や草の後処理（略） しかし、刈り取り場所が急傾斜である、あるいは搬出路が現地付近まで通っていない等の条件により、持ち出す労力の確保が困難な場所がある。また、持ち出した雑木や草の処理方法（堆肥化や焼却等）や活用方法が確立していなければならない。 <u>このような点を考慮した上で保全再生作業の場所毎に後処理方法を検討する。</u></p>	<p>3-2 雑木や草の後処理（略） しかし、刈り取り場所が急傾斜である、あるいは搬出路が現地付近まで通っていない等の条件により、<u>持ち出す労力の確保が困難な場所については安全面等を考慮した処理の検討を行う。</u> <u>持ち出した雑木や草の処理については資源の有効利用のため基本的には堆肥化、チップ化等を行い、堆肥化に適さないなど止むを得ない場合は焼却処理を行う。</u></p>
P10	<p>⑦ 3-3 実験と検証、モニタリング（略） とくに希少植物の消失や、外来植物の繁茂などは懸念されることである。これらについては常に監視していかねばならない。 <u>モニタリング等の実施にあたっては、ニホンジカの影響の評価を行うことが必要である。例えば、電気柵を設置しニホンジカの食害を受けない場所とそうでない場所との比較等を行う。</u> <u>また、平成 25 年 4 月の霧ヶ峰火災による植生の変化、生態系への影響が懸念されるため継続してモニタリングを実施し、問題がある場合は対策を考えていくことが必要である。</u></p>	<p>3-3 実験と検証、モニタリング（略） とくに希少植物の消失や、外来植物の繁茂などは懸念されることである。これらについては常に監視していかねばならない。 ニホンジカについては、新たな草原再生等の事業を実施した場合、必要に応じて影響の評価を行う。 <u>また、令和 5 年 5 月ゴールデンウィーク中に発生した霧ヶ峰火災の生態系への影響については、平成 25 年 4 月の霧ヶ峰火災による植生の変化、生態系への影響を踏まえ調査を実施し、必要に応じてモニタリングを継続し、問題がある場合は対策を考えていくことが必要である。</u></p>
P11	<p>⑧ 3-4 貴重種等の保全 長野県諏訪地方事務所が霧ヶ峰生物多様性研究会に委託して実施した当該地域の維管束植物（シダ類と種子植物）についての調査の結果、霧ヶ峰における重要種が確認された。 （略） 具体的な場所としては池のクミ上部（北東部）の沢沿い、雪知らずの沢上部、河原池（強清水）等である。 b. 火入れ地には貴重種が多いので、継続的な火入れを行い保全する。 ②多様な植物の保全には、草原環境の維持を図る。 ③霧ヶ峰独自の RDB を作成し、保全の対象種を確認し、また保全を図る。 ④絶滅危惧種の増殖や、特定の植物（ニッコウキスゲ、マツムシソウなど）の観光的、景観植物の増殖をどうするか検討する。ガイドラインを策定する。 ⑤樹叢に生育する植物はすべて保全する。 （略）</p>	<p>3-4 貴重種等の保全 長野県諏訪地方事務所（現 長野県諏訪地域振興局）が霧ヶ峰生物多様性研究会に委託して実施した当該地域の維管束植物（シダ類と種子植物）についての調査の結果、霧ヶ峰における重要種が確認された。 （略） 具体的な場所としては池のクミ上部（北東部）の沢沿い、雪知らずの沢上部、河原池（強清水）等である。 b. かつての火入れ地には貴重種が多いので、継続的な火入れが有効的であるが、<u>現在火入れが行われていないため、火入れに代わる方法を検討する必要がある。</u> ②多様な植物の保全には、草原環境の維持を図る。 ③今後改定される長野県版 RDB により保全の対象種を確認し、保全を図る。霧ヶ峰独自の RDB については作成を検討する。 ④絶滅危惧種の保全方法や、特定の植物（ニッコウキスゲ、マツムシソウなど）の観光的、景観植物の増殖については、<u>学識経験者の知見等を参考にガイドラインを策定する。</u> ⑤樹叢に生育する植物はすべて保全する。 （略）</p>
P11 ～ P14	<p>⑨ (1) 駆除方法 ②刈り取り（略） ヘラバヒメジョオンは、数年間は抑制効果の高い、年 2 回刈り取り（秋季と夏季（9 月、7 月））処理を実施し、一定の効果が確認された時点で、秋季に 1 回のみの刈り取りに切り替えることも有効であると考えられた。 （略） ③抜き取り（略） 生長が早く、早期に地下部を拡大させるため、できるだけ侵入初期に実生の段階で抜き取りすることが抑制につながると考えられるが、ある程度本種が優占してしまった場合は、土壌中に埋土種子を含むため、抜き取りによる土壌のかく乱の影響が懸念される。また、根茎が丈夫で大きいため、抜き取りは容易でないため、処理には多大な労力がかかると考えられた。オオハングソウへの管理実験はまだ結果がでていないため、効果の検証は今後の課題である。 （略）</p>	<p>(1) 駆除方法 ②刈り取り（略） ヘラバヒメジョオンは、数年間は抑制効果の高い、年 2 回刈り取り（秋季と夏季（9 月、7 月））処理を実施し、一定の効果が確認された時点で、<u>秋季に 1 回のみの刈り取りに切り替えることも有効であると考えられた。</u> <u>オオハングソウについては、繁茂エリアが拡大している。地上部と共に地下部の根茎を抜き取ることが最も駆除の効果が高い。一方、抜き取りの処理には多大な労力がかかるため、刈り取りの効果を検証し、より効果的な駆除方法を検討する必要がある。オオハングソウは特定外来生物であるため、外来生物法を遵守して駆除作業を実施し、運搬にあたっては種子の拡散に繋がらないよう留意する。</u> （略） ③抜き取り（略） 生長が早く、早期に地下部を拡大させるため、できるだけ侵入初期に実生の段階で抜き取りすることが抑制につながると考えられるが、ある程度本種が優占してしまった場合は、土壌中に埋土種子を含むため、抜き取りによる土壌のかく乱の影響が懸念される。また、根茎が丈夫で大きいため、抜き取りは容易でないが、<u>駆除には最も効果的であることが確認された。</u> （略）</p>

該当ページ	現行計画（抜粋）	見直し案
P15	<p>⑩ 3-6 モデル地区の設定 霧ヶ峰の自然環境を保全再生する取り組みは、広大な草原等を対象とし、膨大な人手を必要とするので、はじめから全面的に実施することは困難である。また、保全再生手法の実際の施行にあたっては、モニタリングを行い、問題点の把握し、それらをフィードバックしてまたよりよい方法を考えていくことが重要である。このため、目標植生や保全再生の手法毎にモデル地域を設定し、そこで得られた経験や知見を他地域にも拡大する。</p>	<p>3-6 モデル地区の設定 霧ヶ峰の自然環境を保全再生する取り組みは、広大な草原等を対象とし、膨大な人手を必要とするので、全面的に実施することは困難である。また、保全再生手法の実際の施行にあたっては、モニタリングを行い、問題点を把握し、それらをフィードバックしてまたよりよい方法を考えていくことが重要である。このため、目標植生や保全再生の手法毎にモデル地域を設定し、そこで得られた経験や知見を他地域にも拡大する。</p>
P15	<p>⑪ 3-7 保全再生活動等の情報発信 霧ヶ峰を訪れる人々に、重要な植物群の存在や、自然環境や景観が形成された歴史、また保全再生活動の内容とその意義等をわかりやすく伝えることは、多くの人が霧ヶ峰に関心を寄せ、保全再生活動への参加者を拡大したり、植物の損傷や外来植物の持込についての注意を喚起したりするために重要である。 このため、保全再生活動を実施しているモデル地区や植物保護のために重要な箇所に看板設置等を行う。また、ビジターセンター等において情報発信に努める。</p>	<p>3-7 保全再生活動等の情報発信 霧ヶ峰を訪れる人々に、重要な植物群の存在や、自然環境や景観が形成された歴史、また保全再生活動の内容とその意義等をわかりやすく伝えることは、多くの人が霧ヶ峰に関心を寄せ、保全再生活動への参加者を拡大したり、植物の損傷や外来植物の持込についての注意を喚起したりするために重要である。 令和4年度にエコツーリズムの拠点として霧ヶ峰自然保護センターがリニューアルし、パネルも一新され、当協議会の取組みも発信されている。また、SNSを活用した情報発信も行われている。 今後は構成団体のHPでの発信、保全再生活動を実施しているモデル地区や植物保護のために重要な箇所に看板設置等を行う。また、他のビジターセンター等においても情報発信に努める。</p>
P16	<p>⑫ 3-8 個別作業計画 (1) 個別作業計画の策定 草原を保全再生するための目標植生の設定と保全再生方法及び外来植物対策等を上記のとおり示した。これに基づき、雑木処理、草の刈り取り、火入れといった手法を選択、組み合わせ、また外来植物対策を含めて、計画的、継続的に保全再生の取り組みを行うことが必要である。 このため、5か年程度の具体的な全体作業計画を霧ヶ峰自然環境保全協議会が地権者等に提案し、この計画を基礎に地権者である牧野農業協同組合や財産区及び利用者である車山高原観光協会等と関係行政機関が協働し地権者毎に個別作業計画を定める。 (略) ②現地の状況（傾斜等の地形や道の有無などによる作業の難易度、伐採する雑木や刈り取る草の繁茂範囲と程度等）を踏まえて、手法の選択と組合せを行う。 ③現地の状況を踏まえて、刈り取り回数や、刈り取り・伐採した草や雑木の搬出の可否とその方法を定める。 ④5か年程度の期間における、保全再生活動を実施するエリアを選定し、エリアごとの作業内容を定める。 (略)</p>	<p>3-8 個別作業計画 (1) 個別作業計画の策定 草原を保全再生するための目標植生の設定と保全再生方法及び外来植物対策等を上記のとおり示した。これに基づき、雑木処理、草の刈り取りといった手法を選択、組み合わせ、また外来植物対策を含めて、計画的、継続的に保全再生の取り組みを行うことが必要である。 このため、5か年程度の具体的な全体作業計画を霧ヶ峰自然環境保全協議会が地権者等に提案し、この計画を基礎に地権者である牧野農業協同組合や財産区及び利用者である車山高原観光協会等と関係行政機関が協働し地権者毎に個別作業計画を定める。 (略) ②現地の状況（傾斜等の地形や道の有無などによる作業の難易度、伐採する雑木や刈り取る草の繁茂範囲と程度等）を踏まえて、手法の選択と組合せを行う。 ③現地の状況及びこれまでの取組み結果を踏まえて、刈り取り回数や、刈り取り・伐採した草や雑木の搬出の可否とその方法を定める。 ④5か年程度の期間における、保全再生活動を実施するエリアを選定し、エリアごとの作業内容を定める。 (略)</p>
P17	<p>⑬ 4 森林の保全・管理 (略) ③キツネ、ヤマネ等の野生動物の生息地域となっている森林は、野生動物の生息環境を阻害しないようにする。 ・ズミ林・雑木林は原則として伐採する。 ・人工林は、「2 霧ヶ峰の区域割り」の(8)に記載のとおり、現行の範囲の維持を基本とし、積極的な管理が望まれる「人工林」については、健全な森林として維持管理を進めることを主眼として、所有者の計画に基づき間伐等の施業を行う。</p>	<p>4 森林の保全・管理 (略) ③キツネ、ヤマネ等の野生動物の生息地域となっている森林は、野生動物の生息環境を阻害しないようにする。 ・ズミ林・雑木林全域の伐採は困難なため、草原であるエリアについて雑木処理を行う。 ・人工林は、「2 霧ヶ峰の区域割り」の(8)に記載のとおり、現行の範囲の維持を基本とし、積極的な管理が望まれる「人工林」については、健全な森林として維持管理を進めることを主眼として、所有者の計画に基づき間伐等の施業を行う。</p>

該当ページ	現行計画（抜粋）	見直し案
P18 ～ P21	<p>⑭ 5 野生鳥獣被害対策 (略) 電気柵、防護柵の設置により、ニホンジカの進入防止に大きな効果が見られる。八島ヶ原湿原の防護柵は、遊歩道等との交差部分のゲートの閉め忘れなどが原因と思われるニホンジカの侵入が僅かな頭数ではあるが確認されているが、以前のような群れでの頻繁な進入を防いでいるので、湿原の植生の回復が期待されている。土田信州大学名誉教授や県環境保全研究所尾関研究員をはじめとする研究者に湿原のモニタリング調査を実施していただいている。</p> <p>(表) (表) (図)</p> <p>今後は、ニホンジカの食圧は高まっていると思われることから、現在のニッコウキスゲ等の群落を囲む方法を継続し設置規模を維持する。また、電気柵の設置延長の増加の要望や必要性が考えられるので、資材の資金調達、毎年の設置と撤去の労力及び漏電防止のための草刈等の維持管理の労力等を考慮して、地権者等の設置主体が新規の設置を計画する。 (略)</p> <p>(2) 捕獲対策 (略) 現在まで関係者の努力により、霧ヶ峰やその周辺地域における捕獲が進められてきた。今後は、銃による広域捕獲やわなによる捕獲を今まで以上に拡大しなければならない。霧ヶ峰自然環境保全協議会が調整機能を果たし、県や市町村の農林関係課等の関係行政機関と猟友会をはじめとする関係団体が連携して、要所での効率的な捕獲を進める。 なお、捕獲したニホンジカの処理については、出来る限り持ち出して処理することが望ましいが、場所や頭数によっては持ち出す労力を確保することが困難である。埋設する場合は、国定公園区域であることから、風致や景観、また生態系への影響を考慮した適切な場所や方法で行う。</p>	<p>5 野生鳥獣被害対策 (略) 電気柵、防護柵の設置により、ニホンジカの進入防止に大きな効果が見られる。八島ヶ原湿原の防護柵は、遊歩道等との交差部分のゲートの閉め忘れなどが原因と思われるニホンジカの侵入が僅かな頭数ではあるが確認されているが、以前のような群れでの頻繁な進入を防いでいるので、湿原の植生の回復が期待されている。 <u>八島ヶ原湿原等のニホンジカに関する調査を継続し、対策方法を検討していく。</u></p> <p>(表) (表) (図)</p> <p>今後は、ニホンジカの食圧は高まっていると思われることから、現在のニッコウキスゲ等の群落を囲む方法を継続し可能な範囲で設置規模を拡大する。また、電気柵の設置延長の要望や必要性が考えられるので、資材の資金調達、毎年の設置と撤去の労力及び漏電防止のための草刈等の維持管理の労力等を考慮して、地権者等の設置主体が新規の設置を計画する。 (略)</p> <p>(2) 捕獲対策 (略) 現在まで関係者の努力により、霧ヶ峰やその周辺地域における捕獲が進められてきた。今後は、銃による広域捕獲やわなによる捕獲を今まで以上に拡大しなければならない。県や市町村の農林関係課等の関係行政機関と猟友会をはじめとする関係団体が連携して、要所での効率的な捕獲を進める。 なお、捕獲したニホンジカの処理については、出来る限り持ち出して処理することが望ましいが、場所や頭数によっては持ち出す労力を確保することが困難である。埋設する場合は、国定公園区域であることから、風致や景観、また生態系への影響を考慮した適切な場所や方法で行う。</p>
P23	<p>⑮ (3) 参加体験型エコツアーとの連携 (略) 旅行者などに霧ヶ峰の自然や歴史文化を理解してもらったうえ、草の刈り取りや外来種駆除等に参加していただくことを内容とする、参加体験型エコツアーの実施により、自然環境保全活動の参加者の拡大に繋がる。 しかし、自然環境に過大な負荷がかからないよう留意しなければならず、参加者の規模、外来植物除去における適切な作業の指導、マナーの徹底などに関するルールづくりが不可欠となる。</p>	<p>(3) 参加体験型エコツアーとの連携 (略) 旅行者などに霧ヶ峰の自然や歴史文化を理解してもらったうえ、草の刈り取りや外来種駆除等に参加していただくことを内容とする、参加体験型エコツアーの実施により、自然環境保全活動の参加者の拡大に繋がる。 霧ヶ峰のエコツアーの拠点である霧ヶ峰自然保護センター、現に霧ヶ峰でインタープリテーションを実施している事業者等と協働し、外来植物駆除作業を取り入れたエコツアーを試行し、霧ヶ峰に合ったエコツアーの形を検討する。</p>

該当ページ	現行計画（抜粋）	見直し案
P26	<p>7 実施にあたって配慮すべき点</p> <p>⑬</p> <p>(1) 他の取り組みとの関係 霧ヶ峰における雑木処理、火入れ及び外来植物駆除等の保全再生活動は、関係行政機関、牧野農業協同組合、財産区、自治会、NPO 及び市民団体など様々な機関・団体が取り組んでいる。これらの取り組みが本実施計画と整合し、また本計画に基づき新たに始まる活動と連携して進められるよう、協議会が調整を行う。これにより、霧ヶ峰の自然環境の保全再生活動が拡大し前進することを旨とする。 (略)</p> <p>(3) 工程表の作成 本実施計画に基づき目標植生の実現に向けて保全再生活動を着実に進めるために、数値目標を含む工程表を定めることが重要である。しかし、現時点では、工程表の作成に必要な判断材料が乏しいため、本実施計画に基づく保全再生活動を開始する平成 26 年度から 5 か年は、モデル地区を設定して経験や知見を蓄積する期間とし、その後に工程表を作成することとする。</p> <p>(4) 計画の進捗管理 計画の進捗管理は、工程表の作成後に本格化するが、毎年度の保全再生活動の実績と効果について、霧ヶ峰自然環境保全協議会に報告し評価を受ける。また、保全再生活動の参加者に実績と効果をフィードバックするなど参加意欲の向上に努める。</p> <p>(5) 計画の見直し 前述したように平成 26 年度から 5 か年はモデル地区を設定して経験や知見を蓄積する期間と位置づけ、その後工程表の作成を行うので、平成 31 年度を本実施計画の見直し時期として予め定める。なお、見直し時期でなくても、協議会は必要に応じ、構成団体や関係者の意見を聞きながら見直しを行う。</p>	<p>7 実施にあたって配慮すべき点</p> <p>(1) 他の取り組みとの関係 霧ヶ峰における雑木処理及び外来植物駆除等の保全再生活動は、関係行政機関、牧野農業協同組合、財産区、自治会、NPO 及び市民団体など様々な機関・団体が取り組んでいる。これらの取り組みが本実施計画と整合し、また本計画に基づき新たに始まる活動と連携して進められるよう、協議会において共有するとともに調整を行う。これにより、霧ヶ峰の自然環境の保全再生活動が拡大し前進することを旨とする。 (略)</p> <p>(3) 工程表の作成 本実施計画に基づき目標植生の実現に向けて保全再生活動を着実に進めるために、数値目標を含む工程表を定めることが重要である。しかし、これまでの作業に係る財源、人員確保等を踏まえると霧ヶ峰全域で取り組むことは現実的には難しいと考えられる。優先的に取り組まなければならない範囲や実施可能な範囲を定め、その範囲内での目標植生の達成に向けさらに経験や知見を蓄積し、その後に目標植生ごとの工程表を作成することとする。</p> <p>(4) 計画の進捗管理 計画の進捗管理は、毎年度の保全再生活動の実績と効果についての記録（定点観測等）をこれまで以上に残し、霧ヶ峰自然環境保全協議会に報告し評価を受ける。また、保全再生活動の参加者に実績と効果をフィードバックするなど参加意欲の向上に努める。</p> <p>(5) 計画の見直し 前述したようにモデル地区内では、モニタリングを行い、問題点を把握し、それらをフィードバックしてよりよい方法を考えて他地域へ拡大していくため、令和 10 年度を本実施計画の見直し時期として予め定める。なお、見直し時期でなくても、協議会は必要に応じ、構成団体や関係者の意見を聞きながら見直しを行う。</p>